- 上益城郡益城町大字広崎字府内 1323 番 2 及び同 1322 番 4 3 道路の位置
- 道路の幅員 5.00 メートル 4
- 5 道路の延長 38.17 メートル
- 指定年月日 平成 15 年 12 月 1 日 6
- 上益城景建第 15 号 指定番号

熊本県公告第80号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 築造者の住所 宇土市松山町 669 番地の1
- 築造者の氏名 合資会社稲葉住建 道路の位置 下益城郡松橋町大字豊福字西石田 2118 番 12 3
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 道路の延長 6.80 メートル 5
- 指定年月日 平成 15 年 12 月 9 日
- 指定番号 宇城景建第32号

熊本県公告第81号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 子 義

- 菊池郡大津町大字室 2012 番地 築造者の住所 1
- 2 築造者の氏名 松野兼治
- 道路の位置 菊池郡大津町大字室字東道免 2093 番 3
- 4.00 メートルから 5.00 メートルまで 4 道路の幅員
- 道路の延長 68.00 メートル 5
- 指定年月日 平成 15 年 12 月 10 日 6
- 指定番号 菊池景建第65号

熊本県公告第82号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 築造者の住所 玉名市岩崎 975 番地 1
- 築造者の氏名 森川哲雄
- 3 道路の位置 玉名市秋丸字前 249番3並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.20 メートルから 4.21 メートルまで
- 5 道路の延長 9.40 メートル
- 6 指定年月日 平成 15 年 12 月 10 日
- 指定番号 玉名景建第 27 号

熊本県公告第83号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 築造者の住所 下益城郡松橋町大字両仲間 265 番地 3
- 2 築造者の氏名 梅田桂一
- 下益城郡松橋町大字久具 329 番地 5 及び同 337 番地 5 3 道路の位置
- 4 道路の幅員 6.00 メートルまで
- 47.83 メートル 道路の延長 5
- 平成 15 年 12 月 17 日 6 指定年月日
- 指定番号 字城景建第34号

## 熊本県公告第84号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

- 1 築造者の住所 熊本市高平二丁目 14番 53号
- 2 築造者の氏名 株式会社川崎ハウジング
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字舞原字西 320番 9、同 320番 10及び同 321番 2
- 4 道路の幅員 5.00 メートルから 6.00 メートルまで
- 5 道路の延長 131.33 メートル
- 6 指定年月日 平成 15年 12月 25日
- 7 指定番号 宇城景建第35号

熊本県公告第85号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡鹿央町大字広 43 番地
- 2 築造者の氏名 川口成固
- 3 道路の位置 山鹿市鹿校通三丁目 534番 54及び同 534番 58
- 4 道路の幅員 4.10 メートルまで
- 5 道路の延長 28.44 メートル
- 6 指定年月日 平成 15年 12月 26日
- 7 指定番号 鹿本企調第32号

## 熊本県公告第86号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 福岡県古賀市花鶴丘三丁目2番7
- 2 築造者の氏名 柏尾利光
- 3 道路の位置 菊池郡西合志町大字須屋字山ノ上 1968番3、同 1968番6及び同 1969番8
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 18.04 メートル
- 6 指定年月日 平成 16年1月13日
- 7 指定番号 菊池景建第68号

\_\_\_\_\_

## 熊本県公告第87号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
  - 平成 16 年 1 月 22 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号有限会社 島田土木 玉名市伊倉北方 51 番地 代表取締役 島田 孝紀

熊本県知事許可(般-13)第9757号

- 3 処分の内容
  - 建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実

有限会社島田土木の代表取締役である島田孝紀は、平成 15 年 10 月 22 日、熊本地方裁判所において、刑法第 250 条及び同法第 249 条第 1 項の罪で懲役 1 年 2 月執行猶予 3 年の判決を受け、同年 10 月 29 日、その刑が確定している。

このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号の「第 8 条第 10 号に該当するに至った場合」に該当する。

## 熊本県公告第88号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字辛川字上屋敷 1226番 3 999.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名